

相談者(Aさん) 総務課に務めている係長のAといます。先日、町道に穴が開いていて住民が踏んで転んでしまうという事故がありました。今日は道路事故による自治体の責任について教えてください。

弁護士 国家賠償法二条の問題ですね。この条文は公の営造物の設置・管理に瑕疵があった場合の行政の責任を規定しているのですが、公の営造物として初めに「道路、河川」と具体的に例示されています。ところで転んだ住民の方はケガをされたのですか。

Aさん 幸いケガはなかったのです。もしケガをしていればうちの町で賠償しなければならなかったのでしょうか。

弁護士 道路の穴による損害賠償については有名な判決があります。最高裁昭和四〇年四月一六日判決ですが、通称「仙台市道穴ほこ訴訟」と呼ばれています。この事件では舗装した市道に自然沈下による直径一メートル、深さ一〇センチメートル程の円形の穴が生じていて、原動機付自転車に乗った被害者がその穴に前輪を落輪させて横転し結果的に死亡に至った事故について、市道の穴の放置に市の管理上の瑕疵を認めたものです。

Aさん 仙台市で発生した事故ということでも身近に感じますね。もう少し詳しく聞かせて下さい。

一八年二月五日判決です。

町道の路側帯を歩行中の住民が町道沿いの水路に転落して負傷したという事故につき、

町道等の管理に瑕疵があったとして、町を相手にして損害賠償請求を起

こした事案です。裁判所は、「道路の設置管

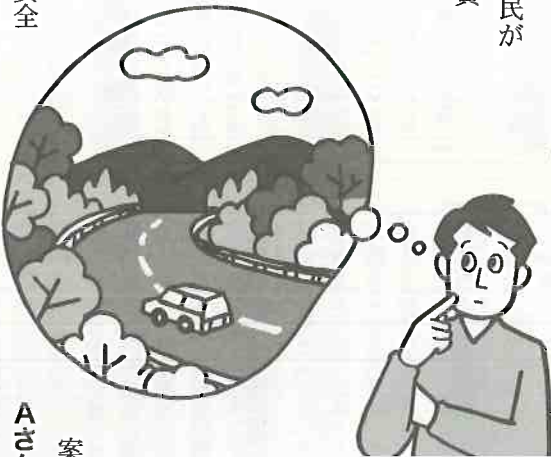
理者である町は、本件水路の存在を予め知らな

い歩行者であっても夜間に通常の注意をもってすれば安全

に路側帯を通行できるようにすべきであり、歩行者がとつさに車道を走行する車両を避けるための行動をも想定して、本件町道にガードレールを設置するなどの転落防止措置を講ずべきであった。」として、これを欠いたことは町道の設置管理上の瑕疵に当たると認定しました。

Aさん 私どもの町は山間地が多く、山沿いの町道には落石注意という看板を掲げているのですが、一旦落石事故が起きた場合、町の責任はどうなるのでしょうか。

弁護士 落石については最高裁昭和四五年八月二〇日判決が「高知落石訴訟」として良く知られています。この事故は、被害者が貨物



法律に強くなる！ 連載【まちづくりの法律相談】 第30回

道路事故による自治体の責任

弁護士 この事件では被害者が酒気帯びで、なおかつかなりのスピードで運転していたという事情があったようです。しかしながら、それらの事情は道路管理の瑕疵には影響せず、損害における過失相殺の場面で考慮されるとされました。この訴訟でもう一つ問題に

自動車の助手として同乗し、事故発生現場にさしかかったところ、突然右側山地が幅約二メートル、高さ約二メートルにわたって崩壊し、助手席上部を直撃し、約四〇〇キログラムの落石が直撃したことに

より被害者が即死した事案です。

Aさん その事故現場には落石注意の標識はあったのですか。

弁護士 標識はあったようですが裁判所はこの事案につき管理の瑕疵を認めました。判決は次のように言っています。「道路の付近ではしばしば落石や崩土が起き、通行上危険があったにもかかわらず、道路管理者において、落石注意の標識を立てるなどして通行車に対し注意を促したに過ぎず、道路に防護柵または防護覆を設置し、危険な山側に金網を張り、あるいは、常時山地斜面部分を調査して、落下しそうな岩石を除去し、崩土のおそれに対しては事前に通行止をするなどの措置をとらなかつたときは、通行の安全性の確保において欠け、その管理に瑕疵があったものという

なったのは、予算との関係です。市は予算の範囲内で道路の管理をすれば道路に瑕疵があったとしてもその管理に瑕疵があるとはいえないと主張したのですが、最高裁はそのような財政的制約が損害賠償責任を免れる理由とはならないと判断しました。

Aさん 自治体としては管理している道路の全ての穴ほこについて把握して修繕しなければ、事故が起きた場合損害賠償責任を免れないことになるのでしょうか。

弁護士 道路の穴をめぐる訴訟は自治体がかかるケースが多くなっています。但し、具体的な事情によっては管理の瑕疵が否定される場合が無いわけではありません。例えば、京都地裁昭和五四年四月一〇日判決は、道路が山間部の交通量が少ない場所であり、本舗装ではなくアスファルトの簡易舗装で、道路の両側は非舗装であり、土の部分からアスファルトに食い込む形で穴ほこが生じていたケースについて、管理の瑕疵を否定しました。道路の地理的条件、構造、利用状況、穴ほこの位置や形状を総合的に捉えた判断でした。

Aさん ガードレールの設置を問題にした裁判例はありますか。

弁護士 ガードレールについてもたくさん判決が出されています。今日は新しい判決を一つ紹介しましょう。奈良地裁葛城支部平成

べきである。」

Aさん 厳しい判決ですね。私どものような予算規模の小さな町で全ての山の中の町道を判決が言うように整備することはとても難しいようにも思います。

弁護士 先ほど仙台市道穴ほこ訴訟でも説明したのですが、道路事故について裁判所は予算上の制約を理由として責任を免れることはできないという立場を打ち出しています。この高知落石訴訟でも、「道路上の危険を防止するために要する費用が相当の多額にのぼるとしても、そのことから直ちに道路管理の瑕疵に基づく賠償責任を免れうるものではない。」と判示しています。

Aさん 町として道路事故の責任を負う可能性があるのは、町が設置管理している町道だけと考えて良いでしょうか。

弁護士 基本的にはその通りです。国道についてはその管理が国と都道府県の二元化になっていますが、道路法一六条において、市町村道の管理はその路線の存する市町村が行うと明記されています。

執筆 佐藤 裕一 (さとう ゆういち) 弁護士法人杜協同 阿部・佐藤法律事務所 弁護士 東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員